

平成26年6月23日
宮崎地家裁総務課印

平成26年度宮崎地方・家庭裁判所委員会（第1回）における議事概要

- 1 開催日時 平成26年5月16日（金）午後1時30分から午後4時00分まで
- 2 場 所 宮崎地方裁判所大会議室
- 3 出席者（委員別，50音順）
 - （地裁委員） 江藤利彦，大野慎太郎，小金丸和代，駒山学，末吉幹和，日高真利与
 - （家裁委員） 加藤聡，倉山茂樹，黒木尚之，富田智美，松田公利，矢野龍彦
 - （兼務委員） 蒲地主司，喜田久美子，坂元陽介，福崎伸一郎
 - （同席者） 民事首席書記官，首席家裁調査官，家裁首席書記官
 - （庶務担当者） 地家裁事務局長，地裁事務局次長，家裁事務局次長，地裁総務課長，家裁総務課長，地裁会計課長，地裁総務課補佐，家裁総務課補佐，地家裁庶務係長
- 4 議事
 - (1) 開会の言葉（家裁総務課長）
 - (2) 新任委員紹介等
 - ア 新任委員
 - 地裁委員 駒山学委員
 - 地裁委員 末吉幹和委員
 - 地裁委員 日高真利与委員
 - 家裁委員 加藤聡委員
 - 家裁委員 黒木尚之委員
 - 家裁委員 矢野龍彦委員
 - イ 再任委員
 - 地家裁委員（兼務） 坂元陽介委員（2期目）
 - (3) 地裁委員会委員長代理指名
末吉幹和委員を指名した。
- 5 前回（平成25年11月15日実施）の地家裁委員会以降の取組について
 - 庶務担当者
「前回（テーマ：宮崎地家裁における災害対策）各委員からいただいた意見をもとに裁判所が取り組んだ点について」
- 6 意見交換会
 - 裁判所からの説明
「家事事件手続法の概要と同法で求められる調停運営」について説明した。
 - 家事審判廷，調停室等の見学
家事審判廷，調停室等へ案内して，各部屋の見学及び説明を実施した。
 - 模擬調停の実施
夫婦関係調整・面会交流調停事件の模擬調停を実施した。
 - 意見交換

(文中の□□委員は家庭裁判所判事を、△△委員は家事調停委員をそれぞれ務めている。)

- ・委員長：今回のテーマは、「家事事件手続法下における家事事件の運営について」ですが、先ほどの裁判所の説明等に対する御意見、御感想、お気づきになられたことなどございましたら自由に御発言をお願いします。
- ・〇〇委員：調停の当事者の一方が例えば鹿児島在住の場合には、どのような方法で調停が行われるのか。
- ・委員長：調停は、原則相手方の住所地の裁判所で行われることになるが、当事者間に別の裁判所で調停を行う旨の合意があれば、その合意に従うことになる。調停が行われる裁判所が遠方で、出頭する負担が大きいなどの事情がある場合には、電話会議システムを利用して調停を行う場合もある。
- ・□□委員：相手方に話し合いの場に出てきてもらうために、調停は、相手方の住所地の裁判所で基本的には行われるが、例えば、子供が小さくて遠方へ出向けないなどの事情があれば、申立書と同時に自庁処理の上申書を提出していただき、相手方の意見を聴いた上で、申立人の住所地の裁判所で調停を行う場合もある。電話会議システムを利用して実施する調停は、弁護士が代理人として付いていることが多い。
- ・〇〇委員：どれくらいの頻度で電話会議システムを利用しているのか。
- ・□□委員：私が担当した事件では、4月以降、4、5回は利用したと記憶している。
- ・〇〇委員：模擬調停では、離婚の合意ができていますので、離婚に向かって調停が進められたが、子供のためを思って、当事者間の関係修復に向けた調停を試みることはないのか。
- ・□□委員：当事者双方から離婚の原因や意見等をよく聴取し、当事者の意向を尊重して調停を進めるので、仮に関係を修復したいということが事情聴取の中で出てきたら、修復が可能かどうかについて裁判官を交えて十分評議し、修復へ向けた調停を進めることもある。
- ・△△委員：当初離婚したいということで申し立てても、申し立てた日から調停当日までの間に気持ちが変わっている場合があるので、調停当日に今の気持ちを再確認するようにしている。模擬調停のように淡々と調停が進むことはなく、理路整然と述べる当事者も少ない。特に相手方は、気持ちが昂ぶって、離婚したくないと述べることがよくあるが、相手方の述べることに傾聴し、丁寧に事情を聴取して、気落ちを落ち着かせるようにしている。
- ・〇〇委員：事前に送付された「調停のご案内」と題する書面に「調停期日が指定されました。」、「進行等照会書(相手方)」、「他方当事者」などの記載があるが、一般的に馴染みがなく、違和感がある。
- ・〇〇委員：同じく「調停のご案内」と題する書面について、突然書類が送付された相手方のことを考えると、「調停のご案内」より「調停の出席のお願い」の方が、調停に対して向き合ってもらえるのではないかと。また、同書面に「進行等照会書(相手方)」とあるが、誰から見た相手方なのかが分からない。模擬調停では、申立人と相手方が同席していたが、実際は会いたくないのではないかと。DVがあれば尚更だと思われる。非開示の申出書があるようだが、連絡先を知られたくない場合やDVがある場合のケアはどのようにしているのか。

- ・□□委員：同席については、中立の立場であることを理解してもらうために、また、調停成立に当たり、合意した内容を確認するために行っているが、いろいろな事情があるので、事前に当事者から了解を得てから行うようにしている。DVがある場合は、調停室を2階と3階に分けて調停を行うこともある。連絡先について秘匿の申出があれば、連絡先を知られないようにする。
- ・〇〇委員：調停で決まった内容を守らせるための方策はあるのか。
- ・□□委員：調停が成立したら、決まった内容を調停調書に記載している。その調停調書は、判決等と同じ効力があり、強制執行が可能である。また、家事事件には履行勧告という制度があり、調停で決まった内容を履行するよう促すこともできる。なお、仮に、面会交流の調停が決裂して審判に移行し、審判書で子の引渡しについて日時、場所等が細かく決まっていれば、間接強制の方法による強制執行をすることもできる。
- ・〇〇委員：事前に送付された「家事調停について（一般調停）」に「人格の非難や中傷」とあるが、調停においてどこまでが非難・中傷となるのか分からず曖昧であるように思われる。また、動画や録音を調停の資料として提出しても構わないのか。
- ・□□委員：提出しても構わない。なお、裁判では、録音したものを反訳して提出してもらうことが多い。
- ・〇〇委員：申立人にとって、調停の申立てにかかる費用、調停が終局するまでの期間、調停の不成立は誰が決めるのかなど、調停一般について説明が足りない。
- ・同席者：調停の申立費用は、1件につき1200円が基本である。その他の費用として郵便切手があるが、申立ての内容に応じて必要な額を納めてもらうこととしている。申立てを考えている方への広報としては、リーフレットを作成して地方公共団体に送付し、適宜備え置いてもらっている。また、裁判所の窓口やホームページでも、調停に関する手続案内を行っている。
- ・〇〇委員：事前に送付された「家事調停について（一般調停）」は、全体的に字が小さくて薄く見づらい。また、当事者はお互い顔を合わせたくない方がほとんどであることから、当事者の待合室が別であることは、もっと初めの方に強調したフォントで記載する方がよいと思う。模擬調停では、調停委員が次回の調停当日までに検討するよう指示したが、調停の日の1週間前までに資料等を提出するよう指示し、その資料等を事前に検討した上で調停に臨んだ方が、調停がスムーズに進むのではないかと。当事者は、調停がどれくらい続くのかに不安があることから、できるだけ短期に調停を終局させるべきである。
- ・〇〇委員：調停委員は、話し方・聴き方について、どのように研鑽を積んでいるのか。
- ・△△委員：裁判所主催の研修に参加したり、調停委員の自主研修で交渉技術を専門家から習ったりしている。当事者がパソコンで事前に調べてくることが多いので、知識習得にも努めている。心の病を患っている方への対応についても勉強する必要があると思われる。
- ・〇〇委員：感情的になって、当事者は、次回の調停で何をするのか忘れてしまう可能性があるのではないかと。
- ・△△委員：その日の調停の最後に、確認できたこと、合意できたこと、課題等を当事者双方に確認し、メモしてもらっている。調停委員がメモを作成して渡す場合もある。

7 次回予定

- ・委員長：次回の予定に移らせてもらいます。次回のテーマについて御意見等がありますでしょうか。

御意見等がなければ、施行から5年が経過しました裁判員裁判に関して、その現状と課題を議題として採り上げることはいかがでしょうか。

- ・全員：了承
- ・委員長：では、今回は、「裁判員裁判の現状と課題」を議題とさせていただきます。
- ・次回委員会期日：平成26年11月21日（金）午後1時30分

以 上